

令和6年7月6日

兵庫県 阪神南県民センター  
尼崎港管理事務所 御中  
芦屋市 都市政策部  
都市基盤室 御中

## 要 望 書 (南芦屋浜・南護岸東護岸での魚釣り全面禁止)

芦屋市自治会連合会 理事  
第10ブロック会 会長

日頃より兵庫県民及び芦屋市民のため業務に精励されていることを深く感謝申し上げます。

南芦屋浜の南護岸及び東護岸（涼風町側）の釣り問題については、これらの護岸に近接している涼風町の「南護岸環境対策検討委員会」で行政と協議し、令和4年10月末から試験的に釣りに関する部分開放をスタートさせ、その後も釣り開放に伴う様々な課題について継続的に議論を重ねてきました。

しかし、魚釣りに来る人々の中にモラルやマナーが著しく劣る人々がいるため、周辺住民が多なる迷惑を被っています。早朝や深夜を問わず、終日発生している迷惑行為の一例を示します。

- ・ 釣り人のバイク不法侵入
- ・ 護岸、駐車場、住宅地へのごみの不法投棄
- ・ 不要になった餌や釣り針の放置散乱
- ・ 不法駐車、駐車場内外でのアイドリング及び不断の車両扉の開け閉め音
- ・ 大声での会話
- ・ 車窓を開放して流す大音響の音楽
- ・ 護岸、駐車場でのバーベキュー

これらの迷惑行為により、周辺住民は騒音被害、悪臭被害を被っており、苦情が多数寄せられています。一方、護岸や松並木を散策している方々、ペットを散歩させている方々からも騒音や悪臭の苦情が多数寄せられています。また、カラスによりごみが散乱する事態や釣り針により子供やペットが怪我をする事態が多々発生しています。

南芦屋浜地区の護岸及びビーチの迷惑行為については、第10ブロック会が一時休会していたこともあり、この問題については、過去（2011年頃）より関係官庁と自治会、住民、南芦屋浜地区高潮・津波ハード対策建設PT（2018年～2022年に休会していた芦屋市自治会連合会第10ブロック会に代わり）による話し合いが行われてきた経緯があります。このような活動の中で南護岸の部分開放や清掃委託など様々な施策が実施されてきたことは認識しています。

しかしながら、この13年間に渡り何度も打ち合わせを重ね対策を講じて来られたにも関わらず、直近の状況を見れば周辺住宅地の住環境が著しく極端に悪化しており、もはや看過できない状態になっているものと判断しています。

そこで、住宅地に近接する南護岸及び東護岸（涼風町側）では魚釣り禁止にすることを大至急決定して頂くよう強く要望します。

また、この決定が遵守されるよう広報活動の強化、管理体制の強化を行い、違反者の排除を行うと同時に、護岸及び周回道路の不法投棄ごみ回収や清掃などを一元管理体制にて実施することを強く要望します。

近隣住民は心身ともに疲れ切っています。この状態を放置すると南芦屋浜地区全体の環境悪化、治安悪化に至ることも懸念しています。

このような状況をご賢察、ご理解頂きますよう宜しくお願いいたします。

つきましては南芦屋浜の南護岸及び東護岸（涼風町側）での魚釣り全面禁止要望の回答を、速やかにお願いいたします。

回答は7月19日までに、面談でお願いいたします。